

清泉女子大学紀要刊行規程

(定義)

第一条 清泉女子大学紀要(以下「紀要」という。)は、清泉女子大学(以下「本学」という。)の教員の研究論文及び資料紹介等を掲載する刊行物をいい、少なくとも年一回発行する。

(投稿資格)

第二条 紀要に掲載できる者は、原則として本学の専任教員とする。

(掲載の採否)

第三条 投稿論文の掲載採否については、紀要委員会の査読審査によって決定する。

(投稿内容)

第四条 投稿内容は学術的研究の成果とし、未刊行のものに限る。

(投稿方法)

第五条 投稿方法は次による。

一 原稿は二部、提出締切日までに提出する。

二 原稿には邦文要旨と欧文要旨を添付する。

三 校正は原則として二回とし、大幅な加筆・変更は認めない。

(著作権)

第六条 紀要に掲載された論文の著作権は各執筆者にある。ただし、論文を出版または転載する場合には、紀要委員会に届け出、紀要よりの転載であることを付記する。

② 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載する場合、著作権に関する問題や法令上の手続きは、投稿前に執筆者が処理するものとする。なお、それらについて問題が生じた場合は、その責は執筆者が負うものとする。

(電子化・公開の許諾)

第七条 執筆者は本学に対して論文の印刷、電子的記憶媒体への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。

② 執筆者は本学及び本学が委託する機関に対して、論文の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

③ 執筆者は特別な事由により、論文の電子化、公開を許諾できない場合は、投稿時にその旨を文書で紀要委員会に提出する。なお、提出のない場合は同意したものと見なす。

附 則 一

この規程は、平成五年四月一日より施行する。

附 則 二

この規程の改正は、平成二十一年七月一日より施行する。

紀要編集委員

有 光 隆 司
ブルース・アレン
庄 司 興 吉
高 野 禎 子
竹 田 文 彦
パロマ・トレナド
姫 野 敦 子

清泉女子大学紀要 第五十八号

発行所 東京都品川区東五反田三丁目十六番二十号
清 泉 女 子 大 学
電話 (三四四七) 五五五一番

製 作 東京都品川区東品川四丁目十三番十四号
丸 善 株 式 会 社
電話 (六三六七) 六〇九九番

平成22年12月26日発行